

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、勤めていた会社を昭和50年2月に退職し、友人が経営する会社に入社した。その際、職場の事務の人に国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をお願いした記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、昭和51年3月31日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立期間直後の保険料は現年度納付されていること、特殊台帳により、申立期間直前の50年3月の保険料は51年4月に過年度納付されたことが確認できるなど、納付していなかったとする特段の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年2月まで

私は、昭和62年3月からA施設に勤務しているが、毎年12月から翌年3月までの期間は、A施設の冬季閉鎖に伴い会社を退職するため、その都度、B村役場（現在は、C市役所D支所）において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間後の合計21回の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていること、申立人と同時期に入社したとする同僚は、「最初にA施設を辞める際に、国民年金の加入手続についての説明があった。」と証言しており、当該同僚は申立期間の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年4月までの期間及び同年6月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から47年4月まで
② 昭和47年6月から48年7月まで

私は、20歳になった頃、A市役所において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時は、事業所に勤めており、収入もあったことから、申立期間が国民年金の未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身で納付したとしているが、納付方法及び納付場所に関する記憶が無く、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い。

また、申立人は、20歳になった昭和42年*月頃にA市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録及びB市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人が同市に居住していた53年5月頃に払い出されたものと推認でき、その資格取得日は申立期間後の同年4月26日とされていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1347 (事案 1248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所の集金人に納付していた。前回の申立ては認められなかったが、申立期間当時にA市B地域に居住していたことを証明してくれる人が見つかったので再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年1月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるほか、特殊台帳により、昭和36年度の保険料は6か月間の納付が確認できるものの、納付月については不明であり、A市役所作成の国民年金被保険者名簿は存在しないことから、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間の保険料納付について、「昭和37年4月に現居住地へ移動する前は、A市の集金人に夫婦二人分を納めて国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。その手帳にあった押印は夫婦の手帳とも6個であったと記憶している。」としているところ、申立人の夫のオンライン記録及び特殊台帳により、昭和36年度は6か月納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人のオンライン記録が昭和36年4月から同年9月までの保険料が納付済みになっていることについて、日本年金機構C事務センターによれば、「6か月分の納付は確認できるものの、年度内のどの月分が納付か不明であったことから、オンライン記録(納付Ⅱ)に収録する際に、4月から9月までを納付済期間としたものと思われる。」としており、このことから行政側の記録管理上に不備があったとは言い難い。

一方、申立人は当該期間の保険料納付について、「夫がA市役所において

納めていたはずである。」としているが、その夫は既に亡くなっており、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 これに対して申立人は、申立人が申立期間当時、A市B地域に居住していたことを証明してくれる人がいるとしているが、当該証言者は、申立人が申立期間当時、同地域に居住していたことは知っているが、保険料を納付していたかは分からないと説明していることから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私の夫は既に亡くなっているが、私は、昭和36年10月以降、A市の職員が自宅に集金に来たので、夫婦二人分の保険料(200円)を渡し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。その手帳にあった押印は夫婦の手帳とも6個であったと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年1月26日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるほか、特殊台帳により、昭和36年度の保険料は6か月間の納付が確認できるものの、納付月については不明であり、A市役所作成の国民年金被保険者名簿は存在しないことから、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間の保険料納付について、「昭和37年4月に転居するまでは、A市の集金人に夫婦二人分を納めて国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。その手帳にあった押印は夫婦の手帳とも6個であったと記憶している。」としているところ、申立人の妻のオンライン記録及び特殊台帳により、昭和36年度は6か月納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人のオンライン記録が昭和36年4月から同年9月までの保険料が納付済みになっていることについて、日本年金機構B事務センターによれば、「6か月分の納付は確認できるものの、年度内のどの月分が納付か不明であったことから、オンライン記録(納付Ⅱ)に収録する際に、4月から9月ま

でを納付済期間としたものと思われる。」としており、このことから行政側の記録管理上に不備があったとは言い難い。

一方、申立人の妻は、申立期間直前の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの保険料納付について、「夫が A 市役所において納めていたはずである。」としているが、申立人は既に亡くなっており、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の妻は申立期間当時、A 市 C 地域に居住していたことを証明してくれる人がいるとしているが、当該証言者は、申立人が申立期間当時、同地域に居住していたことは知っているが、保険料を納付していたかは分からないと説明している。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

私の母は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳（昭和42年*月）のときから母親が保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和47年6月14日に払い出されたことが確認できること、申立人は、母親から保険料を遡って納付したと聞いたことは無いとしていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月

私は、平成21年4月にA市へ転居するため、B区役所で住所変更や年金の手続を行った。申立期間の国民年金保険料の納付書を受け取った場所、保険料の納付場所を覚えていないが、A市役所C行政サービスセンターでの手続の際にも、納付できたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成21年5月に再度転居する前に納付したはずであると主張しているが、納付書の受領及び保険料の納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立期間に係る納付書が平成21年4月、同年6月、22年3月及び同年11月にそれぞれ発行されたことが確認でき、申立人は、母親から受け取ったとして、当該納付書のうち22年3月及び同年11月再発行の納付書を所持しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなった頃である上、14年4月からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、さらにその可能性は低くなった。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。